川崎市訓令第１２号

会　計　室

川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程（昭和４７年川崎市訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号ウ中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。